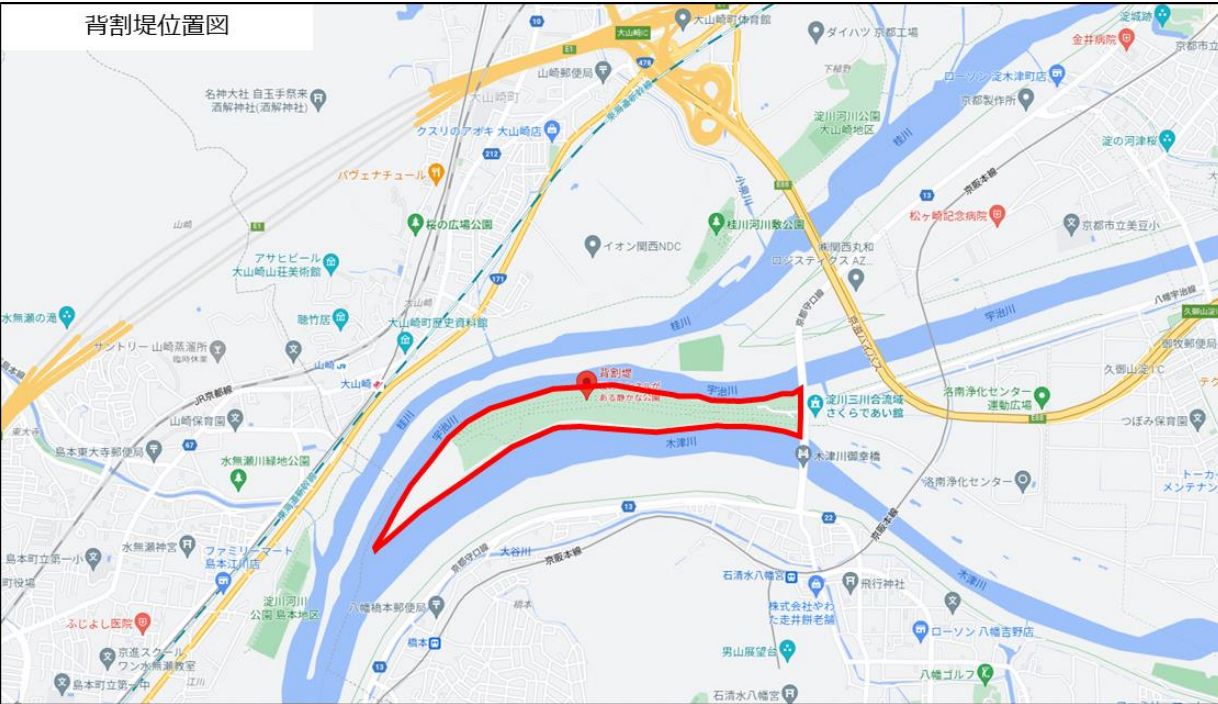


背割堤

1 概要

- 所在地、京都府八幡市。京阪本線石清水八幡宮駅が最寄駅。京都市・大山崎町・島本町との境界付近に位置。
- 桂川・宇治川・木津川の三川合流地点付近に、流れの異なる宇治川と木津川を緩やかに合流させ、洪水時の背水の影響を防ぐことを目的に設置される。
- 背割堤上の桜並木は延長1.4km、約220本のソメイヨシノが植樹されており、毎年3月下旬～4月上旬に開催される「背割堤さくらまつり」には約45万人が来訪する。



2 背割堤及び桜並木の背景等

- 昭和50年代初めまでは松が植えられていたが、昭和40年代後半の松枯れに伴い植樹候補として、桜（ソメイヨシノ）を選定。
- 昭和53年に国（当時 建設省近畿地方建設局淀川工事事務所）により220本の桜が植えられる。
- 建設費及び維持管理費は、すべて国（国土交通省 淀川河川事務所）が負担。**（同事務所に確認）

時期	主な出来事
平安朝初期	巨椋池干拓開始
安土桃山時代	豊臣秀吉の伏見城築城に伴い宇治川左岸沿いにおける築堤 →城下町伏見が水陸交通の要衝として発展するが、その後も度々宇治川は氾濫
江戸時代	三川合流部周辺での改築工事
明治元年	洪水発生に伴い、木津川の付け替え工事を計画 →明治3年正月完成。木津川の合流地点はほぼ現在地に。（それでも淀川沿川では洪水被害が頻発）
明治18年	洪水による激甚な被害が発生
明治22年	洪水被害が発生し、淀川改修促進に向けた運動が起こる
明治29年	河川法公布。成立後淀川の大規模な河川改修工事開始
明治33年	宇治川の付け替え工事により、合流箇所から909m突出する形で背割堤が設けられる
明治43年	上流の瀬田川から下流の宇治川にかけて全川にわたる大工事が完成
大正6年	激甚な洪水被害。淀川右岸の大塚堤防が約200mに渡り決壊 河口までの20数kmの沿川町村に被害。浸水家屋・流失倒壊家屋は15,358戸、罹災人口65,000人
大正7年	淀川改修増補工事（堤防拡幅、補強に加え、三川合流部を改良）
昭和5年	一連の改修工事により、 宇治川と木津川の間 に現在の形の背割堤が完成 昭和50年代初めまでは松が植えられ、「山城の橋立」と呼ばれ、時代劇のロケ地としても有名に
昭和40年代後半	西日本一帯に大きな被害をもたらした松枯れにより、背割堤の松にも被害が生じる。 松枯れが収まらず、新たに同じ松を植樹する選択はなく、松並木の中に桜が何本か植えられていたこともあり、桜が植樹候補に。 →生育の早さからソメイヨシノを選定
昭和53年	建設省近畿地方建設局淀川工事事務所により、枯れた松に替って220本の桜が植えられる
平成30年	桜植樹から40年。台風21号により大きな被害。「背割堤さくら堤再生構想（案）」を策定し、今後20年程度を目標として計画的に植え替え予定

河川敷における自然木（河畔林）及び植栽

3 樹木の伐採・植樹の考え方について

- 河道内における樹木は、洪水の流勢の緩和等の治水機能、生態系の保全、良好な景観形成等の環境機能等を有しているが、洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障となることがあるため、治水上の影響を十分踏まえ、対処していく必要がある。
- このため、河川区域への植栽及び伐採について、河川管理上必要とされる一般的基準として「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」が定められており、同基準に基づき樹木の伐採・植樹の可否が判断されている。

「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（一部抜粋）」 平成十年六月十九日 建設省河治発第四四号 各地方建設局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各都道府県土木主管部長あて 建設省河川局治水課長

<p>第一章 総則 (基本方針)</p> <p>第四 樹木が洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また利水上及び河川利用上の支障とならないよう、さらに良好な河川環境が保全されるよう、河川整備計画等を踏まえて、適切に樹木の伐採、植樹及び樹木の管理を行うものとする。ただし、その際、当該樹木の有する洪水の流勢の緩和等の治水機能及び生態系の保全、良好な景観形成等の環境機能、当該樹木の生態的な特性等を十分考慮するものとする。</p> <p>第二章 樹木の伐採 (一般的基準)</p> <p>第五 樹木が治水上等の支障となると認められる場合は、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐採することを基本とするものとする。ただし、樋門等の河川管理施設に対して根が悪影響を与えていると認められる樹木は、これを除去する等の対策を講じるものとする。</p> <p>2 伐採方法の選定に当たっては、伐採した樹木が再生しないような措置を講じるものとする。</p> <p>3 樹木群を部分的に存置する場合には、一定のまとまった区域を存置することを原則とし、次の点に十分配慮するものとする。</p> <p>一 存置する樹木群の生育が確実であること。 二 洪水時の倒伏及び流出のおそれがないこと。</p>
--

【参考】河川敷地占用準則 治水上又は利水上の基準（一部抜粋）

<p>第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。</p> <p>2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断する。</p> <p>一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。</p> <p>三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。</p>
--